

定期積金規定

1. 掛金の払込み

この積金は証書面記載の払込日に掛金を払込み下さい。払込みのときは必ずこの証書（通帳）を持参して下さい。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書（通帳）の当該払込み記載を取消しうえ、当店で返却します。

3. 給付契約金の支払時期等

この積金は満期日以降に給付契約金を支払います。満期日の前に解約はできません。

4. 払込みの遅延

この積金の払込みが遅延したときは、満期日の繰り延べはなく、約定利回りによる遅延利息をいただきます。

5. 給付補填金等の計算

- (1) この積金の給付補填金は表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ② 当行がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。
 - ③ この計算の単位は 1 円とします。

6. 先払い割引金の計算等

この積金の掛金が払込み日前に払い込まれた場合、先払い分に応じて満期日の繰上げは行いません。また、先払い割引金もありません。ただし、遅延日数がある場合には、先払い日数を引いた日数で遅延利息を計算します。

7. 満期日以後の利息

- (1) 満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金金利によって計算した利息を支払います。
- (2) 払込みに遅延があった場合、給付契約金は遅延利息を引いた金額となります。

8. 解約

- (1) この積金を解約するときは、所定の受取欄（当行所定の払戻請求書）の届出の印章（または署名）により、押印（または署名）して（この通帳とともに）当行に提出して下さい。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が印鑑等に記載した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑤ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合
 - A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
 - A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

9. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、署名その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届け出て下さい。
- (2) 前項の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの積金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手料をいただきます。
- (5) 積金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出て下さい。

10. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出て下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見人監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出て下さい。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出て下さい。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出て下さい。

11. 印鑑照合

この証書（通帳）、または諸書類に使用された印影（または署名）を届出の印章（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

12. 譲渡、買入れの禁止

- (1) この積金、預金契約上の地位その他の取引にかかわるいっさいの権利および通帳は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合は、当行所定の書式により行います。

13. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この積金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この積金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名）を押印（または署名）して直ちに当行に提出して下さい。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は延滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期日弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. 反社会的勢力との取引拒絶

この積金口座は預金者が第8条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

16. 規定の改定

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示その他の必要性が生じた場合には、改定される場合があります。本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口または当行ホームページにおいて、改定内容を記載して告知します。

以上

